島根県監査委員公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した令和2年度会計に係る財務監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和4年11月1日

 島根県監査委員
 白
 石
 恵
 子

 同
 加
 藤
 工
 勇

 同
 山
 口
 和
 志

三 島

明

同

令和2年度会計に係る財務監査の結果に基づき講じた措置の内容

指摘事項 措置の内容 (1) 収入関係事務 ① 調定額を誤っているもの ア 元東部農林振興センター中海干拓営農 普通財産に係る貸付料算定基準の改定等は担 部の駐車場用地に係る普通財産貸付料に 当だけでなく、複数で把握することを徹底し、 ついて、誤って算定しているものがあっ 課内ミーティング等により共有し取り組んでい た。 る。 正当額 40,890円 調定済額 58,498円 17,608円 差額 外3件 (農業経営課) イ 令和元年度急傾斜地崩壊対策事業市町村 1_負担金誤り発生の経過 負担金について、負担率を誤って算定した 急傾斜地崩壊危険区域対策事業の概算要求 ため、還付加算金が発生していた。 時、新規採択協議資料が整備途中であったた 正当額 め、暫定的に負担率を10%と設定したところ、 1,250,000円 納入済負担金額 2,500,000円 負担率5%の地区として事業採択された。その 返還金額 1,250,000円 際予算管理の整理表では暫定の10%のまま、担 還付加算金 8,300円 当者による手入れを失念していたもの。誤った (砂防課) 負担率により負担率を含めた事業費を事務所へ 通知、事務所により負担金の収入調定が行われ 収入済みとなった。 2_再発防止について 次のとおり確認手順を設けて、担当者間での チェック体制を強化した。 ① 次年度新規予定箇所について、公共事前調 査実施の際負担率の確認を徹底する。 ② 補正予算要求及び2次要求の際に、①の箇 所について、国提出資料(データベース、予 算管理表、事業計画説明資料)の負担率を担 当者間で突合することにより確認を徹底す る。 3_確認の実施 令和4年度当初の急傾斜地崩壊危険区域対策 事業箇所の新規箇所は「0件」のため、継続箇 所について、②の方法により担当者間で確認を 実施し、負担率の誤りが無いことを確認した。 また、内部統制リスク評価シートへ項目を追

加し、担当者間において業務を行う中で確認す

	べき事項として認識していく。
ウ 平成3年の消費税法改正により非課税扱	 令和4年3月31日末現在で、対象者19,821人
いとされた出産入院時の差額ベッド料等に	中8,059人に対して返金、遅延損害金として
ついて誤って課税扱いとしていたため、遅	9,576,979円を支払った。
延損害金が発生していた。	引き続き対象者からの申請受付、問い合わせ
対象期間	対応を行っている。
平成26年1月1日から令和2年7月31日	今後、法令等の改正にあたっては、担当者だ
令和2年度に返金した消費税誤徴収額	けでなく必ず複数名で改正内容等について確認
5, 003, 181円	を行う等、誤った適用とならないよう確認体制
令和2年度に返金した対象者数	の強化に努める。
1,393人	
令和2年度に返金した遅延損害金	
880, 589円	
(中央病院)	
② 領収証書等を発行していないもの	マニュアル、引継書等を再確認し、課内での
ア 別府港の係船料について、領収証書を発	情報共有を行った。令和3年度の自己点検後リ
行していないものがあった。	スク評価シートに反映させた。
(隠岐支庁県土整備局)	
イ 調査書の証明交付手数料について、領	令和3年度より各種証明書の発行手順書を
収証書を発行していないものがあった。	作成し、決裁者が領収証書の発行の事実をチー
(津和野高等学校)	ェックできるように事務処理を改善した。
③ 領収証書の金額を訂正しているもの	現金収納に関するマニュアルを作り直し、こ
ア 竹島関係資料代金について、金額を訂正	のマニュアルに基づき課内研修を実施した。
して発行された領収証書があった。	今後とも異動等により新たに担当となった職
(総務課)	員に対し、毎年度研修を実施し、理解促進を図
	る。
イ 島根県職員会館に係る利用料金につい	職員会館の窓口担当を正副2名のほか補助担
て、金額を訂正して発行された領収証書が	当者を配置し体制強化を図った。また、現金の
あった。	領収から払込について業務マニュアルを作成
(人事課)	し、事務に関わる職員全員で共有するなど、現
	金出納事務の適正化に努めている。

- 書き損じの領収証書の処理方法を誤って いるもの
 - ア 情報公開資料複写に係る書き損じの領収 証書について、控は残っていたが、本書を 廃棄しているものがあった。

(総務課)

る。

イ 図書館資料複写に係る書き損じの領収 証書について、控は残っていたが、本書

を破棄しているものがあった。

(図書館)

領収証書の取扱方法について職員会議等で 改めて周知し、併せて、各カウンターへ書き 損じの際の注意事項を記した書き損じ処理の 見本を置いた。

現金収納に関するマニュアルを作り直し、こ

今後とも異動等により新たに担当となった職

員に対し、毎年度研修を実施し、理解促進を図

のマニュアルに基づき課内研修を実施した。

ウ 卒業証明書等の発行に係る書き損じの 領収証書について、控は残っていたが、 本書を破棄しているものがあった。

(松江農林高等学校、江津高等学校)

【松江農林高等学校】

領収証書の表紙に、注意事項(本書・控え とも保存)を朱書き・注意喚起し、再発防止 を図った。

「証明書交付手数料事務の手引き」(学校企 画課・特別支援教育課作成)の内容更新・整 理を行い、手順等を再確認した。

【江津高等学校】

関係規定等を再確認し、令和3年2月から オリジナルのチェックシートを作成・利用し て、再発防止に努めている。

(2) 支出関係事務

支出すべきものが支出されていないもの 医師の宿日直勤務について、勤務実態が宿 日直許可基準を満たさず時間外勤務手当を支 給すべき状態があった。

> 対象期間 平成30年度から令和元年度 対象者数 135人

> 時間外勤務手当支給額 179,236,485円

(中央病院)

令和3年3月31日、左記にかかる時間外勤務 手当を支給した。

今後、法令を遵守し、適官、労働基準監督署 と協議しながら適正な給与支給に努める。

- 支払の時期が遅延し、延滞金等が発生し たもの
 - ア 建築物外壁劣化診断業務に係る源泉所得 税及び復興特別所得税の納付について、法 定納期限後に支払ったため、延滞税及び不 納付加算税が発生していた。

対象元金

1,000,580円

法定納期限 令和3年2月10日

支払日

令和3年3月1日

延滞税

1,300円

再発防止策として、源泉徴収担当者および事 業担当の各GL等は月末に歳計外・基金受払簿 を確認すること、源泉徴収を行った事業担当者 は、源泉徴収を行うたびに起案等の写しを源泉 徴収事務担当者に提出することを課員に対して 周知した。

今後とも定期的に周知し、再発防止を徹底す る。

不納付加算税

50,000円

(管財課)

イ 給与等に係る源泉所得税の納付につい て、法定納期限後に支払ったため、延滞税 が発生していた。

対象元金3,727,080円法定納期限令和2年8月11日支払日令和2年8月26日延滞税3,900円

(こころの医療センター)

③ 公金振替が正しく行われず、損害賠償金が発生したもの

日々雇用調理員の雇用保険料について、被保険者に該当しない者から引き去ったため、時効成立分について損害賠償金が発生した。 対象年度 平成27年度及び平成28年度

支払日 令和元年12月25日

損害賠償金 9,982円

(浜田児童相談所)

令和2年4月

④ 正当債権者に支払っていないもの

○ 会計年度任用職員の報酬について、支払 口座の設定を誤り、他人の口座に振り込ん でいた。

対象月

報酬額 159,200円

正当債権者への支払日

以下のとおり改善策を講じた。
〈支出命令機関〉

① 支出命令帳票に添付する所得税の内訳書 に、支出担当者が納付書添付を確認の上押 印。

〈出納機関〉

- ② 支出予定を記載したカレンダーに、「資金 前渡受領者(企業出納員)」口座の通帳を出 納取扱金融機関に預ける日を随時記載。
- ③ 「資金前渡受領者(企業出納員)」口座あて支出する支出命令が回議された際は、出納機関担当者が納入通知書等の添付を確認し、確認できた場合「支払予定表」等の該当伝票横に「済」の印を押印。出納機関の他の担当者は、該当帳票が回議された際、確認済みであるかどうかを担当者に確認。
- ④ 支払いのために「資金前渡受領者(企業出納員)」口座通帳を出納取扱金融機関に預け、支出手続き後当院に通帳が返還された際には、出納機関において記帳された通帳残高が0円となっているかどうか必ず確認。(※確認頻度は月1回以上)

以下の取り組みを行うことで引き去り額に誤りが生じないようにした。

- ① 公金振替を正しく行うことができるよう、 制度の改正情報を確認。
- ② 雇用保険料の適正な引き去りができるよう 職員にかかる雇用保険料に関して年度初めに 複数の職員で確認。
- ③ 必要に応じてハローワーク、総務事務センターに問い合わせを行い確認。

財務会計システムへの債権者登録及び総務事務システム(旅費事務、非常勤職員)への登録、内容確認は複数職員で行うこととした。また、届出書の本人記載欄の記入を徹底、システム改修を行い職員検索画面での職員番号を表示させるなど、再発防止に努めた。

令和2年4月28日

外2件

○ 職員の旅費について、支払口座の設定を 誤り、他人の口座に振り込んでいた。

対象年度 平成30年度から令和2年度 旅費額 624,959円

正当債権者への支払日

令和2年8月31日及び令和2年9月3日

(総務事務センター)

(3) 財産関係事務

① 行政財産の使用許可手続をしていない もの

構築物の設置にあたり使用許可手続を していなかった。

(平田高等学校)

本件に係る構築物について、所管課と協議 の上、使用許可の手続きを完了した。

② 行政財産の使用許可手続を誤っているもの 港湾施設内職員駐車場の使用許可手続きに ついて、行政財産の目的外使用許可として取 り扱うべきところを、島根県港湾施設条例に 基づき使用許可を行い、月額として定額を事 前調定すべきところを使用実績により事後に 調定を行っていた。

令和3年10月分より、行政財産の目的外使 用許可として取り扱い、月額として定額を事前 調定を行うこととした。

(隠岐支庁県土整備局)

- ③ 道路占用料について、減免をせず、又は徴収率を誤り、徴収していたため、還付加算金が発生していた。
 - 松江だんだん道路高架下駐車場 対象年度 平成29年度から平成30年度 正当額 233,791円 徴収済金額 467,583円 返還金額 233,792円

○ 地下電線類(地下管路)

還付加算金

対象年度 平成27年度から平成30年度 正当額 60,868円 徴収済金額 362,986円 返還金額 302,118円 還付加算金 15,000円

(松江県土整備事務所)

7,300円

道路占用許可の審査時に誤徴収防止として申 請書と一緒に減免一覧表及び占用料金表を添付 するよう改善するとともに、複数職員で確認す ることとしチェック体制を強化した。

なお、内部統制制度に基づき実施した令和3 年度の自己点検において運用状況の不備として 記載するとともに、令和4年度のリスク評価シートの内容に反映させた。

令和2年度会計財務監査結果報告書「意見」に係る処理方針等

意 見

処理方針·措置状況

1 財務監査の結果に関する意見

(1) 会計事務の適正化

今回の監査において指摘、指示事項とした事項の多くは、収入に関しては調定遅延や調定額の誤り、支出に関しては支出負担行為を整理する時期の遅延、契約書作成方法の不備、財産管理における行政財産使用許可台帳の不備などであった。

かねてから指摘し、注意喚起してきた事項に ついて、今回も多くの指摘をするに至ったこと は、担当職員への周知や事務引継の徹底ととも に、所属における事務の適正な執行を確保する 取組みを一層進める必要があることを示してい る。

ついては、各執行機関においては、昨年度から 運用を開始した内部統制制度を有効に活用し、 会計事務の適正な執行に努められたい。

また、今回の監査において、指摘、指示事項の あった所属の中には、庶務事務の見直しで内部 管理部門の簡素化が進んだことや、中途採用者 が増え、庶務や経理を経験しない職員がいるこ とを不備が生じた要因に挙げるところもあっ た。

こうした中、職員への会計事務の習熟を図る ため、所属独自で研修を企画、実施しているとこ ろや、出納局主催の会計事務研修を課内でオン ラインで受講できるよう取り組んでいるところ もあった。

ついては、出納局にあっては、今後、会計事務の知識が広く職員へ浸透するよう、例えば、部局単位での研修機会の提供や研修動画の配信などを検討され、引き続き、きめ細かい支援に取り組まれたい。

(各執行機関、出納局)

令和2年4月より、財務に関する事務を対象として運用を開始した内部統制制度により、各所属においては、リスク対応策などを記載したリスク評価シートに沿って、リスク軽減の取り組みを行うなどチェック体制の強化を図っている。

また、自己点検などの機会を捉えて、リスクへの対応策を見直すとともに、各所属におけるリスク内容や対応策に係る確実な引継ぎを実施することにより、引き続き内部統制制度を活用した会計事務の適正な執行を図っていく。

出納局においては、引き続き、出納局が主催する各種研修会や他部局が主催する本庁初勤務職 員研修会、部局単位での研修会を通じて会計事務 の知識の浸透を図る。

また、集合研修だけでなく職員が自由な時間に 受講できる研修動画の配信など、効果的な研修方 法を検討する。

なお、昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大 により、動画配信を予定していた会計事務実務研 修が中止となったため配信できなかったが、今年 度はその研修動画を配信する予定としている。

併せて、引き続き会計検査や出納局だより等を 通じて会計事務の知識の浸透が図れるよう支援 していく。

(公安委員会)

警察では、年3回の内部監査を実施しており、 警察本部会計課員が各所属(警察署を含む)に赴き、会計書類の点検と、その結果に基づいた指導を行っている。その際には適正経理全般に関する教養も実施しており、内部統制制度を推進する取組となっている。

また、執行予定額が30万円以上の契約については、執行伺チェック表を作成し、執行機関の担当者以外の職員も、容易に執行方法や添付書類を確認できる仕組みを構築している。

さらに、出納局発行の会計事務に係る教養資料により、事務処理上の留意事項等の周知徹底を図るとともに、部内の会計課長等会議においては、適正な会計経理の徹底策として、「業務管理の徹底」「2重、3重のチェックの徹底」「執行伺のチェックポイント」について指示している。

また、不十分な事務引継や認識不足によるミス、各種の遅延を防ぐため、新任課長等研修会、新人職員育成プログラム等における教養により、 事務の適正化を図っている。

(2) 物品管理の適正化

物品管理の適正化については、これまでも幾度か意見を述べてきたが、依然として使用責任者記録簿の未出力や、廃棄、管理換え等の記載漏れなど、必要な処理が行われていない所属が多く見受けられた。

これらは、物品会計に対する担当者の意識の 低さや物品会計事務処理に対する知識の不足に 加え、組織におけるチェックや支援体制の不備 により生じていると考えられる。

ついては、各執行機関においては、今まで以上 に必要なチェックや支援の体制を整備するとと もに、物品に関する諸帳簿の整備を行い、物品管 理事務の適正な執行に努められたい。

また、出納局にあっては、引き続き、会計事務 研修や会計検査の機会を利用して会計事務担当 者に対する制度の周知に努められたい。

(各執行機関、出納局)

物品管理の適正化について、各執行機関においては、担当者や決裁者に対し、会計事務研修の受講を推進し、物品会計事務の適切な知識の定着を図る。

また、帳簿の未処理は年度替わりの時期に多く 発生すると考えられるため、会計担当者間におけ る確実な引継の徹底、上司による物品に関する諸 帳簿の内容や引継状況の確認を行い、物品管理事 務の適正な執行に努める。

物品管理の適正化については、会計事務研修や 職員ポータル掲示板により物品会計に対する担 当者の意識を高めるとともに、使用責任者の備品 等の管理責任を明確化するため、令和3年4月に 会計規則等の改正を行ったところである。引き続 き制度周知を徹底するなど、物品会計事務の適正 化に努めていく。

また、会計検査の機会を利用し所属への指導に 一層努めていく。

(公安委員会)

物品管理の適正を図るため、出納局発行の会計 事務研修用資料を活用し、物品管理についての留 意事項等の徹底を図っている。

また、会計事務の経験の浅い職員に対し基礎的 な資料を用いた教養を実施し、物品会計に係る知 識の習得と適正管理の意識の向上に努めている。

また、内部監査の際には、物品に関する帳簿等 の点検を行い、担当者に対し監査結果に基づく指 導を適宜行っている。

(3) 現金収入事務の適正化

現金収入事務は、昨年度から運用が始まった 内部統制制度では、最もリスクのある事務の一 つである。

現金収入事務が見込まれるほとんどの所属では、リスク評価シートへ当該事務に関し記載されており、また、事務処理方法を記載したマニュアル等が整備され、所属長等による定期的なチェックが行われていた。

一方で、失念あるいは近年、事務の実績がない という理由から、リスクとして認識されていな いところ、マニュアル等や所属長等による定期 的なチェック体制が整備されていていないとこ ろもわずかながらあった。

そうした中、各所属では、領収した現金等は金庫等で適正に管理されていたが、領収証書の発行漏れや金額を訂正して交付したもの、書き損じの領収証書の処理方法が適当でないもの、現金出納簿への記帳漏れ、記帳誤りなどの不備が見受けられた。

これらの事務処理は、いずれも会計規則等に 記載されている内容であり、ミスの主な原因は、 担当者の知識不足や組織における支援体制の不 備と認められる。

ついては、各執行機関においては、内部統制制度を有効に活用し、事務処理の徹底を図るとともに、チェック体制を強化し、現金収入事務の適正な執行に努められたい。

また、出納局にあっては、引き続き、出納員その他の会計職員に対する研修や会計検査の機会 を利用し、現金収入事務を取扱う所属への指導 に努められたい。

(各執行機関、出納局)

現金収入事務については、各所属において、収 入分任出納員及び決裁者に対し、研修等の受講や 所属内研修を行うことにより、知識の定着を図 り、チェック体制を強化していく。

また、内部統制の自己点検などの機会を捉えて、リスクへの対応策を見直すとともに、各所属におけるリスク内容や対応策に係る確実な引継ぎを実施することにより、引き続き内部統制制度を活用した現金収入事務の適正な執行を図っていく。

出納局としては、現金収入事務の適正な執行について、会計事務研修会や出納局だよりにより周知徹底を図るとともに、昨年度に引き続き令和4年度会計検査においても重点検査項目として指導していく。

(公安委員会)

警察の内部監査では、令和2、3年度における 監査の重点項目の一つに『現金経理の事務』を掲 げ、各所属(警察署を含む。)に赴き、現金経理に 係る書類の点検、現金の保管状況の確認及びその 結果に基づいた指導を行っている。

また、機会を捉えて、各所属に対して適正な現金 経理事務に係る通知を発出するなど、指導を行っ ている。

2 組織及び運営の合理化に資するための意見

(1) 内部統制制度の運用

昨年度から「財務に関する事務」を対象に、知 事部局、企業局、教育委員会及び警察本部におい て内部統制制度の運用が始まった。

運用開始初年度であったことから、多くの所 属では、課内会議等で制度の意義の浸透とリス ク評価シートの情報共有による注意喚起を図っ ている。

また、昨年度の監査では、リスク評価シートを どのように活用したらよいかわからないという 所属がほとんどであったが、今回の監査では、起 案時や決裁時のチェック項目として活用してい るところ、3か月に1回程度、内容確認や点検・ 検討を行っているところなどがあった。このほ か、規模の大きい地方機関では、リスク評価シー トに担当課を追記しているところ、リスクごと に、どの課が該当しているところがあるなど工 夫が見られた。

一方で、内部統制については、まだ手探り状態 という所属もあり、取組には濃淡が見受けられ る。また、他所属で取り組まれている効果的な事 例を参考にしたいとの意向を持つ所属もあっ た。

ついては、内部統制制度を進めるに当たり、各 所属で見本となる取組事例があれば、全庁で共 有するなど、さらに効果的な運用となるよう取 り組まれたい。

(人事課)

内部統制制度については、実際に運用しなが ら、さらに効果的な運用となるよう以下のとおり 取り組んでいる。

- (1) 内部統制制度実施マニュアルの更新 (R4.1)・ 配布
- (2) 各所属における自己点検の実施
- (3) 随時リスク対応策等の状況確認を行い、リスク評価シートの適宜見直し
- (4) 確実な事務引継ぎについて依頼
- (5) 職員の理解を高めるため、会計事務研修など 様々な機会を捉え、内部統制制度の説明の実施

また、所属にヒアリングを行い、見本となる取 組事例について、会計事務研修等の際に共有する など、全庁で効果的な運用となるよう取り組ん だ。

(2) コロナ禍における事業の執行

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、県では、従来の業務に加え、国の経済対策などを活用して、感染症対策を始め、県内経済や社会活動を回復させるための新たな事業への対応が必要となっている。

こうした業務負担に対応するため、全庁で業務分担するとともに、令和2年度中に実施予定であった計画改定等のうち、可能なものは1年 先送りすることとされた。

また、感染予防、拡大防止の観点から、施設の 休館や利用範囲の縮小を余儀なくされたほか、 各種会議やイベント、研修、相談会などで事業の 中止、縮小等の影響が発生した。

これら先送りされた計画改定等や事業執行への影響について、監査の中で状況を確認したが、計画改定等はすべて令和3年度に策定予定で準備が進められているということであった。

また、事業の執行については、会議やイベント、研修、相談会などは対面型から書面会議への変更や、テレビ会議システムの活用やオンラインによるWeb説明会に切り替えることで、コロナ禍においても可能な範囲で工夫して実施されていた。

さらにオンラインに対応できない方への対応 として、市町村の協力を得て、役場等を会場に開 催している事例もあった。

ついては、コロナ禍における事業の執行に当 たっては、これまでの前例にとらわれることな く、引き続き、創意工夫して、その効果的、効率 的な執行に努められたい。

(各執行機関)

各執行機関において、新型コロナウイルス感染 症への対応を行いながら、事業を執行するため、 会議やイベントにおけるテレビ会議システムや 動画配信の活用など執行方法を工夫している。

また、新型コロナウイルス感染症対応の各種業務に対応するため、所属を超えた職員の応援派遣や業務分担、業務内容の見直しを行っている。

引き続き、コロナ禍における効果的、効率的な 業務の執行に向け、これらの手法に取り組んで行 く。

(公安委員会)

警察は、治安維持体制の確保を最優先と捉え、職員の感染拡大防止対策として、職域ワクチン接種の実施、警察庁舎内の消毒業務の委託、感染防止キットの整備、透明遮蔽板の設置、サテライト勤務の実施等に加え、会議や研修会の開催をテレビ会議やオンラインWeb会議等に切り替えるなど、コロナ禍においても、効率的かつ効果的に事業を行うよう努めている。